

平成28年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業（二次公募）

調査研究課題

調査研究 課題番号	調査研究課題名
1	里親支援にかかる効果的な実践に関する研究
2	社会的養護関係施設等における18歳以上の支援のあり方に関する研究
3	保護者支援プログラムの充実に関する調査研究
4	児童相談所設置のためのマニュアル作成に関する調査研究
5	一時保護所の実態を踏まえた設備・運営に関する調査研究
6	要保護児童対策地域協議会のアセスメント力の向上等に関する調査研究
7	放課後児童支援員等の研修体系のあり方等に関する調査研究
8	保育所における障害児保育に関する研究
9	平成28年熊本地震等の激甚災害時における妊産婦・乳幼児への支援について

平成28年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票

調査研究課題 1	里親支援にかかる効果的な実践に関する研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>平成28年3月10日、「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告（提言）」がとりまとめられ、里親制度の充実強化の必要性が指摘された。</p> <p>さらに、本年の通常国会において成立した改正児童福祉法において、都道府県（児童相談所）の業務として、里親開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援、養子縁組に関する相談・支援が位置付けられた。被虐待児童を始め、要保護児童の養育を担う里親等への支援体制の構築、強化は重要な課題である。</p> <p>本研究では、各都道府県（政令市、児童相談所設置自治体）単位での養育里親支援、養子縁組里親支援について、児童相談所の支援体制及び里親支援機関の活用状況、里親支援専門相談員の活用実態といった「里親支援体制の現状」を明らかにするとともに、その分析により、効果的な支援体制、支援手法等について提言することを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>（1）各都道府県（政令市、児童相談所設置自治体）における里親支援体制（民間の法人等への里親支援事業の委託の有無（委託内容）も含む）について、質問紙調査を行って現状を把握する。</p> <p>①各自治体における児童相談所、里親支援機関、里親支援専門相談員、施設、その他（里親会、NPO等）関係する機関の役割分担、連携状況</p> <p>②各自治体における「里親支援専門相談員を配置している施設」の里親支援機関の指定の有無と活用の実態</p> <p>③上記①、②の支援体制をとる背景（地域事情や社会資源の有無など）</p> <p>※養育里親への支援、養子縁組里親への支援について、支援体制や支援内容の違いがあれば、留意して調査結果を分析すること</p> <p>（2）質問紙調査の結果、（1）の③の背景ごとに、①公民の連携や里親支援機関・施設等のネットワーク構築が進んでいる地域、②行政（児童相談所）を中心とした支援体制のみの地域、③施設（民）中心に里親支援の体制が構築されている地域といった特徴を捉えて類型化し、それぞれの支援体制の構築により得られた効果を分析する。先進例については実地調査（ヒアリング、グループインタビュー等）を行い、効果的な支援体制や支援手法、課題について取りまとめる。</p>
求める成果物	<p>里親支援にかかる効果的な実践について、以下をまとめた報告書の作成。</p> <p>（1）全国の自治体における里親支援体制についての質問紙調査の分析結果</p> <p>（2）先進的な取組を行っている地域の自治体所管課、児童相談所及び里親支援機関、里親支援専門相談員を配置している施設等の取り組みについて、実地調査の結果</p> <p>（3）地域事情に応じた、里親（養育里親及び養子縁組里親）に対する効果的な支援体制の提言</p>
担当課室・担当者	家庭福祉課 児童福祉専門官（内線 7895）

平成28年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票

調査研究課題2	社会的養護関係施設等における18歳以上の支援のあり方に関する研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>平成28年3月に「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会の報告(提言)」がとりまとめられ、「社会的養護の対象となった子ども等に対する自立支援のあり方」において、「・・・支援の継続を何歳まで、また、利用者がどのような状態になった時点まで継続するかに関しては、現時点でこれを定めるための明確な根拠はない。米国の一部の州では、社会的養護の出身者に対する社会的支援の上限を、一般家庭の子どもを対象とした精神的、社会的、職業的、経済的自立の年齢に関する調査研究の結果に基づき、28歳と定めており、英国では25歳となっている。わが国でも、早急に同様の調査を実施し、社会的養護の利用者等に対する継続的な支援の仕組みを整備する必要があり、具体的な制度に関する検討を開始すべきである。」とある。</p> <p>児童福祉法の対象年齢を超えて自立支援が必要と見込まれる18歳以上(年齢延長の場合は20歳)の者について、支援体制の整備が求められているところである。</p> <p>支援の年齢の上限についての議論をする上で、米国及び英国、(ドイツ、フランス、カナダ、イタリアの先進7カ国などを想定)諸外国において行っている先進的な取組・充実した取組について調査・研究する。</p> <p>文献調査をふまえて、我が国における調査の実施に関する検討をする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>(1) 文献調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 先進7カ国など諸外国の社会的養護の18歳以上の支援調査・情報収集 <ul style="list-style-type: none"> ・ 18歳以上を対象にした支援の内容 ・ 支援を受ける年齢の上限を設定した根拠となる社会調査の比較 ・ 各国の社会的養護を取り巻く社会情勢などの背景 ・ その他先進的な取組について
求める成果物	<p>次の内容の報告書を作成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会的養護における18歳以上の支援の内容 ・ 社会的養護の年齢の上限の根拠 ・ 諸外国の先進的な取組について ・ 各国の社会的養護を取り巻く社会情勢などの背景
担当課室・担当者	家庭福祉課 主査(内線7884)

平成28年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票

調査研究課題3	保護者支援プログラムの充実に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>虐待等の不適切な養育により里親委託等の入所措置になった児童やその保護者に対し、児童相談所においては、親子関係再構築を図るため、家族間の関係調整や当事者参画による保護者援助、段階的な親子交流と合わせ、総合的な支援の一環として、保護者支援プログラムへの取組が行われている。</p> <p>このように、各児童相談所で実施されている様々な保護者支援プログラムではあるが、著作権等による制約から、現場の実状に応じた内容改変や公開等が行えないプログラムもある。</p> <p>また、先の国会で成立した改正児童福祉法において、虐待の再発防止のため、児童相談所は、施設入所措置解除時または一時保護解除時において、保護者に対し、児童への接し方等の助言・カウンセリングを実施することとなった。</p> <p>そのため、現在導入されているプログラムについて、その実施状況を把握するとともに、効果について検証評価を行う。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>【質問紙による量的調査】</p> <p>全国の児童相談所における保護者支援プログラムの導入状況や課題について、調査及び分析を行い、検証評価を行う。</p> <p>【インタビューによる質的調査】</p> <p>単なるプログラムの導入ではなく、一連の相談支援の中に保護者支援プログラムを位置づけ、効果的な取り組みが図られている児童相談所へのインタビューを実施し、プログラムの有効性について検証評価を行う。</p>
求める成果物	本調査結果を、報告書としてまとめる。
担当課室・担当者	総務課 児童福祉専門官 神村（内線7822）

平成28年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

調査研究課題個票

調査研究課題4	児童相談所設置のためのマニュアル作成に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>先の国会で成立した、改正児童福祉法においては、児童相談所の設置主体として特別区も含まれることとなった。</p> <p>また、改正法の検討規定においては「政府は、この法律の施行後5年を目途として、中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、その設置に係る支援その他の必要な措置を講ずるものとする。」とされている。</p> <p>既に指定都市、中核市、児童雄段所設置市で児童相談所を設置した自治体は児童相談所の開設に向けてどのような準備が必要であるか、開設までのスケジュールや都道府県と必要となる調整事項、設置後に必要な体制、運営費用など分からず、設置に苦労したという意見があったため、今般児童相談所設置のためのマニュアルを作成することとする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>近年、児童相談所を設置した、横須賀市、金沢市などで当時児童相談所設置に尽力した方に対しヒアリングを行い、設置準備から開設までに必要な整理事項等をマニュアルにまとめる。</p>
求める成果物	<p>設置準備から、開設までの流れを網羅的に把握できるような、児童相談所設置のためのマニュアル</p>
担当課室・担当者	<p>総務課 児童福祉専門官 神村（内線7822） 総務課 児童相談係長 当新（7829）</p>

平成28年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票

調査研究課題5	一時保護所の実態を踏まえた設備・運営に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>一時保護所の設備及び運営については、現在児童福祉法施行規則第35条において児童養護施設に係る児童福祉施設の最低基準の規定を準用するものとしている。</p> <p>しかし、一時保護所は児童養護施設と異なり、長期の在所を前提とする施設ではなく一時的な保護を目的としているため、児童の入れ替わりが頻繁であることや児童のアセスメントの入口となることから、「社会保障審議会児童部会新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」において一時保護所独自の設置・運営基準が必要であるとの指摘がある。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>全国の一時保護所を対象に、職種別（児童指導員、心理療法担当職員等）の人員配置の実態や児童一人あたりの面積などを把握するため、各自治体に対しヒアリングを行う。</p> <p>また、把握したデータと児童養護施設の基準等と比較して一時保護所で独自に必要な設備・運営基準を導き出し、報告書としてまとめる。</p>
求める成果物	本調査結果を報告書としてまとめる
担当課室・担当者	<p>総務課 児童福祉専門官 神村（内線7822） 総務課 児童相談係長 当新（7829）</p>

平成28年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票

調査研究課題6	要保護児童対策地域協議会のアセスメント力の向上等に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>要保護児童対策地域協議会（以下、「要対協」という。）は、ほぼすべての市町村で設置され、その調整機関（主に、市町村児童福祉主管課）の約6割に専門職が配置されている。</p> <p>しかしながら、最近では、ケース登録数の増加、複雑な課題を抱える家庭への対応など、要対協の運営が単なる虐待の有無や重症度のリスクアセスメントに留まらない状況にある。</p> <p>また、要対協の調整機関職員には、虐待の予防から深刻化を防ぐ対応まで幅広い支援策を見出すアセスメント力、支援機関同士の調整役等、高度な専門能力と調整力が必要である。</p> <p>このため、本調査研究においては、要対協の調整機関職員のアセスメント力の向上とともに、関係機関の職員を含む個別ケース検討会議での検討に生かすアセスメント手法の開発等を行うことにより、効果的な支援策に資することを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>○市町村虐待対応担当課の職員（ケースワーカー、保健師等）に家庭訪問などの支援の実情と課題に関するアンケート調査やヒアリング（個別支援の実情からの課題や好事例等の把握）の実施</p> <p>○要保護児童等に関する事例検討や進行管理での支援策の検討状況に関する調査</p> <p>（要対協調整機関が実施する複数の関係機関との事例検討の実情の明確化）の実施</p> <p>○市町村虐待対応担当課の職員（ケースワーカー、保健師等）を対象として、支援の実情と課題、事例検討や進行管理の方法、関係機関職員のアセスメント力等についてのワークショップの実施</p>
求める成果物	市町村における個別支援の実情と課題、要対協の個別ケース検討会議を通じた効果的なアセスメントと関係機関を繋ぐ事例検討の実践方法の課題や問題点を分析・検証し、要対協の調整機関職員のアセスメント力の向上や個別ケース検討会での検討に生かすアセスメントの手法の開発に関する考察と今後の取組の方向性をまとめた報告書の作成。
担当課室・担当者	総務課 虐待防止対策推進室 保健指導専門官 戸矢崎（内線7894）

平成28年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票

調査研究課題7	放課後児童支援員等の研修体系のあり方等に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>放課後児童クラブに従事する職員の資質の向上を図るためには、個々の職員の経験年数や保有資格、スキルに応じて、きめ細かな研修計画を立て、計画的に育成していくシステムを構築していくことが必要であるが、現時点においては、国、都道府県、区市町村及び事業者のそれぞれの役割が明確でなく、実施主体によって取組内容にも差異があるため、一定の整理をした上で体系的な研修システムにしていくことが課題となっている。</p> <p>平成27年3月に、国の「放課後児童クラブの質の向上のための研修企画検討会」において研修体系の整理の方向性が示されたところであり、本調査研究では、検討会まとめを踏まえ、放課後児童健全育成事業者（運営主体としての市町村を含む）が、職場内での教育訓練（OJT）と職場を離れての研修（OFF-JT）を組み合わせ、初任者研修、中堅者研修及びリーダー研修など経験や役割に応じた研修を実施する若しくは受講させるための具体的な実施方法や研修内容等の整理を行い、研修体系のあり方について提言することを目的とする。</p> <p>その際、特に、職場内での教育訓練（OJT）において活用が効果的であると考えられるデジタル教材やeラーニングの教材開発及び実証をモデル的に併せて行うものとする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>平成27年度に実施した、職場内での教育訓練（OJT）の現状等を把握するための調査を踏まえ、運営主体や定員規模、職員数などの違いによる特徴を類型化し、課題を整理したものを分析及び検証する。</p> <p>分析及び検証をしていく上で、経験年数や役割、スキルに応じた体系的な研修システムを構築していくために必要となる条件、支援の内容、期間及びコストなどを洗い出し、実現可能と考えられる研修体系のモデルを提示する。</p> <p>また、体系的な研修システムに、デジタル教材を採り入れた場合の学習効果をモデル的に検証するため、平成27年度に制作した都道府県認定資格研修科目の「①放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容」のデジタル教材を活用して、都道府県等が実施する初任者（新人）研修や事業者が行う職場内での教育訓練（OJT）の場で実証研究を行い、今後のデジタル教材の活用のあり方及び方向性を提言する。</p>
求める成果物	放課後児童支援員等の実現可能と考えられる研修体系のモデル及び職場内での教育訓練（OJT）等におけるデジタル教材の活用のあり方及び方向性の提言をまとめた報告書の作成。
担当課室・担当者	総務課少子化総合対策室 室長補佐 （内線7903）

平成28年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票

調査研究課題8	保育所における障害児保育に関する研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>近年、保育所においては、いわゆる「気になる子」を含め、障害児の受入れが年々増加している。障害児を受け入れるにあたっての職員体制や、専門性、またその職員の処遇について調査を行い、障害児保育の現状と今後のあり方について検討を行う。</p> <p>また、保育所における医療的ケア児の受入れについて、積極的に行っている事例について調査研究を行い、今後のあり方について検討を行う。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>○H27年度調査結果を踏まえ、さらに分析・研究を行い、障害児保育実施にあたっての課題や問題点についての方策について検討を行う。(必要に応じて追加調査を行う。)</p> <p>○加えて、障害児を受け入れている保育所に対して、書面による追加調査を行い、職員の体制や、専門性、またその職員の処遇についての現状の把握、分析を行う。(必要に応じてヒアリングを行う。)</p> <p>○保育所における医療的ケア児の受入れについて、積極的な取り組みを行っている自治体及び保育所に対しヒアリング(又は書面)による調査を行い、その取組内容や課題等について検証を行う。</p>
求める成果物	<p>○障害児保育実施にあたっての課題・問題点等の分析結果、及びそれらに対応するための対応策に関する報告書。</p> <p>○障害児対応を行っている職員の体制や、専門性、またその職員の処遇についての現状に関する報告書。</p> <p>○医療的ケア児の受入れについて、積極的な取組に関する事例集をまとめる。</p>
担当課室・担当者	保育課 地域保育係(内線7929)

平成28年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票

調査研究課題9	平成28年熊本地震等の激甚災害時における妊産婦・乳幼児への支援について
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>東日本大震災を経て、要支援者である妊産婦・乳幼児への支援が注目されるようになったが、災害の規模や、地域・状況に応じて要支援者に対する支援や配慮も異なる可能性がある。本年発生した平成28年熊本地震においては、阪神淡路大震災のような火災や東日本大震災のような津波、原発事故はなかったものの、度重なる余震により長期の避難所生活が余儀なくされている。</p> <p>本調査では、平成28年熊本地震での経験を踏まえ、激甚災害発生時における妊産婦・乳幼児の支援について、その特性について調査研究を行い、今後の災害時の備えや整備に加え、災害の特性に応じた平時の防災知識の普及、関係機関との連携の強化を図ることを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>災害時における拠点病院を主体とした熊本県内の病院、診療所、助産所を対象とした被災状況の把握、急性期における診療状況や分娩後の母児の退院先について調査を行う。また、災害時の妊産婦・乳幼児の居場所の把握や、避難所等における妊産婦・乳幼児の支援の在り方等に関する問題点を明らかにする。これらを通じて、災害の特性に応じた対応について検討する。</p> <p>さらに、長期避難生活などによる妊産婦・乳幼児の心身の問題点及び長期的な支援の在り方についても調査を行う。これにより災害時の母子保健等の在り方や、減災の視点に立った病院設備や連携の見直しがなされ、今後の災害においても活かすことのできるような提言を行う。</p>
求める成果物	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時など非常時における妊産婦・乳幼児の健康管理に関する提言 ・災害時など非常時における保健・医療従事者と行政等の連携に関する提言 ・災害の特性に応じた防災、減災対策に関する提言
担当課室・担当者	母子保健課 看護主査（内線7934）